

文化部活動に係る活動方針

愛媛県立津島高等学校

平成 31 年 3 月に愛媛県及び愛媛県教育委員会が策定した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に則り、本校における文化部活動に係る活動方針を次のとおり定める。

1 適切な運営及び指導について

- (1) 文化部活動の責任者（以下「文化部顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (3) 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- (4) 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的な活動方法の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

2 適切な休養日等の設定について

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- (1) 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上）
- (2) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (3) 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とする。（大会等特別な場合は考慮する。）
- (4) 校長は、熱中症事故予防の観点から、気温・湿度などの環境条件に配慮し、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟な対応をする。

3 生徒のニーズを踏まえた環境の整備について

- (1) 多様な生徒のニーズに応えるため、芸術文化等に係る活動を部活動外で継続的に実施している生徒が各種大会等への参加を希望する場合、参加できるよう配慮す

る。(美術・文芸・囲碁・将棋・吟詠剣詩舞など)

(2) 文化部活動の再編を実施する場合は、地域の特色や中学校との連携を図り、継続して活動可能な運動部活動について精選する。

4 学校単位で参加する大会等の見直しについて

校長は、学校の文化部が参加する大会や要請により参加する地域行事・催し等の全体像を把握し、各種大会等に参加することが生徒や文化部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会数等を精査する。